今般のヒアリングにおいて発言のあった論点等について

- (注)便宜上、企業名はわかる範囲で略称(石播・電発組は「石播」)を用いた。 また、公募ヒアリング分については、所属企業名を用いた。
- 1 . VFM (1)全般的問題

< ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・VFMの基本的な算定方法は。
- ・VFM 算定に当たっての全般的留意点は。
- ・VFM 算定の精度はどの程度必要か。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

VFM の評価について、PSC と PFI 事業で実施した場合のコストの比較をした。もうひとつの比較としてリスク調整。できるだけ定量化して、民間へ移転したリスクの評価を行う。それから定性的な評価。これらを含めて総合的な評価をした。(神奈川県)

システムの内容、運転体制等については仕様において規定しないということで、精密な VFM 算定はしていない。同様の事業を直営で行っている例があるので、それを民間レベ ルにした場合にはどの程度になるかという試算を内部で行った。(東京都)

PFI 事業費を出す際数字を適当に仮定することも可能で、きちんとした理屈の上で説明するのは難しい。その意味で幅を持たせた。(神奈川県)

最終的に提案が出てくれば、その時点で初めて VFM が確認できるということで、その 前段の VFM テストに大きな労力をかけるのはあまり合理的ではない。(委員等意見)

実施方針、特定事業選定の段階で公表される VFM 評価については、一定の幅をもった値であること、また、民間提案、交渉を通じて変動する可能性があることを言及すべきではないか。(熊谷)

VFM という言葉を使うとき、行政サイドで最初に PSC と PFI を比較するときの VFM、プロポーザルが出されてから提案どうしで比較する VFM、その後契約調印まで VFM の話は続くが、一番重要なのは最初の段階。 (委員等意見)

VFM については各段階の VFM がある。PFI でやる方がいいかどうかを公共が考える際の VFM。民間事業者を選定する過程での VFM。この過程では一番 VFM を発揮する事業者を

選定するのが適当。交渉過程で、VFMの更なる向上を意識すべき。(物産)

実施方針段階で VFM 算定を行う場合はできる限り民間へのヒアリング、マーケッティング調査を行い、PFI 中止等の事態に至らぬよう十分な検討の上公募されるべき。(大林)

結果として得られた VFM は、公共側が算出した VFM とは数字的には近いものの、その内容が違っていた。(東京都)

工事価格の下落率については、今までの経験値に基づくものではない。入札をしてみると、想定以上に大きな下落率となっており、どの程度の下落率で VFM を計算していいのか議論になってくる。(神奈川県)

PSC の算出のノウハウについても、ガイドラインで提示してほしい。(横浜市)

行政側の PSC の算定に当たっては、イコールフッティングの検討、設定が必要。具体的には、行政側の VFM 達成額及び PSC の前提条件を正確に提示。建設費、開業費用、改修費、維持費、運営費等 PSC 算定に用いるべき具体的項目と各項目の定義を明確化。地方自治体の PFI 事業における国税の扱いを明確に(国税を入れるなら請求するだけの話)。割引率設定基準の確立、リスクの数量化、優遇税制、補助金、交付金等を含む具体的な算定基準の確立及びリスクの種類の洗い出しと官民のリスク分担。(大林)

VFM の算定及び VFM 評価に関して、パブリックセクターの捉え方(エージェンシーの扱い等)、PSC の収支項目の扱いの整理を示すことが必要。(熊谷)

VFM 算定についてタイプ毎(サービス購入型、JV 型、独立採算型)の算定方法、考え方が示されることを望む。(熊谷)

独立採算のものは VFM の選定は不要ではないか。(委員等意見)

<備考>

別途資料参照

1 . VFM (2)PSC と PFI の比較条件

< ヒアリングにおいて発言のあった論点>

・PSCとPFIを比較する際に、どのような条件で比較すべきか。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

VFM の比較上、公設民営と比較しているが、公設の場合であっても、少なくとも作業は 現実的な民間委託を考えるべきであろうということで、それを PSC のベースとした。(横 浜市)

公設公営と比較しなければ意味がないと思う。公でやると大変なものになると決めてかかるのはどうか。公設公営で合理的にやったという条件で比較しなければならないのでは。(委員等意見)

民間仕様と公設仕様ではスペックが大きく異なるため、建設費に差がつく。(横浜市)

PFI を考える場合には、スペックを同じにして考えるのが原則では。(委員等意見) 民間仕様でも公設仕様と同じものが必要となるのでは。(委員等意見)

民間が行う場合、必要最小限の設備を考えるので、VFM がある。(荏原)

民間が行う場合設備が簡略にできるとあるが、その分行政が別なところでコストを負担するようなことになったら、VFM はどうなるのか。VFM の意味が少し違うのではないか。(委員等意見)

PFI の場合は、民間ノウハウ・民間のビジネスチャンスと公共部分が合体して、PFI の大きなメリットが出てくるので、こうしたものと公設公営を比較すべきでは。(横浜市)

公営方式と PFI 方式では内容も違う。同じ条件でシミュレーションしなければならないのでは。(委員等意見)

VFM において、管理運営コストの評価についているいろな議論がある。職員の給与を当てはめる程度にするのか、民間のノウハウ等について評価するのか。公共も民間と同様の努力をすればできるじゃないかと言われても、それはそれで困る。(三重県)

一般廃棄物処理に産業廃棄物処理を組み合わせて行うという考え方もある。(荏原)

産業廃棄物は民間の責任において行われるべきものであり、一般廃棄物と一緒にする という性格のものではないのではないか。(委員等意見)

PFI を行う場合、PFI の外で稼ぐことによって、本来事業の方が安くできるという発想があるので、産業廃棄物と組み合わせて VFM をみるというのもひとつの考え方。 (委員等意見)

<備考>

英国のタスクフォースの guidance に、「PSC は、すべての資産とサービスを公共部門が直接提供するものである必要はないが、相当程度の関わりを想定していることが必要である(例えば、建設や運営サービスに対する賃貸や管理契約、または資金調達)。」(仮訳)との記載がある。

1. VFM (3) 各項目のコストの算出

<ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・各項目について、どのような方法でコストを算出するか。
- ・どの程度の精度が必要か。また可能か。
- ・ガイドラインで指標のようなものを示すことはどうか。
- ・環境への影響等外部効果的なものをどう評価するか。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

職員人件費ベースで計算し、一定の原価率をかけた。PFI で行う場合には、金利負担、 税負担、保険料等も入れる形で試算した。(東京都)

設計、建設、運転管理まで一括して行う場合のコストについて、ヒアリング等情報収集 を行った。(東京都)

工事費について、類似の施設から平米単価等を算出し、それをもとに工事費を算出。 (神 奈川県)

性能発注方式、一括発注方式による下落率として、10%~20%と幅を持たせた設定しかできなかった。(神奈川県)

VFM の算定に当たって、好況、不況という波がある中、建設コストの幅をどう考えるのか。 (横浜市)

維持管理費については、類似の大学の経費を参考に算出。その下落率は10%程度をみた。 (神奈川県)

修繕については、これまでのデータがなく、一般的な不動産賃貸業の実態を参考にした。 3 年から 10 年は建設費の 0.5%、11 年から 15 年なら 1 %、16 年から 30 年なら 1.5%と、このような設定により PSC の計算をした。 (神奈川県)

中長期修繕費の予測については、基本的に民間に期待されるべきものだが、対象が公共施設である等の理由から、発注者と民間事業者の協議の対象とすることや、PFI事業によって蓄積されるデータを相互利用すること等が検討されてもよいのでは。(熊谷)

今は類似の事業 (公共によるものと民間によるもの)のデータを集めて維持管理運営面の数値を出したらどうかと考えている。 (三重県)

民間に行わせればどのくらい下がるかについて、事業者にサウンドするのも一手だが、 これから入札するときに、これは現実的な方法ではない。(神奈川県)

トータル建設費の 10%の維持管理費を想定すればよいとか、何%くらいはリスクがあり、民間にそれが移転できる等のモデルがあれば、非常に助かる。(神奈川県)

資本コスト等は、公共においては地方債の平均金利、民間は市中金利をベースとした。 (東京都)

県債の利率については過去10年間の平均利率で算出した。(神奈川県)

割賦料の利率についてはLIBORを基準にした。それに民間の収益を逆算して数値を算出した。(神奈川県)

PFI の場合において、出資金をどの程度に見込むかが問題になった。あまり多くの出資金がなくてもよいのではないかということで、全事業費の5%を出資金として見込んだ。(神奈川県)

割引率の設定について、全事業共通の値を用いるのか、分野、事業毎に適切な値を設定すべきか、何%が適切なのか、検討が必要。また、個別事業の VFM 評価において割引率による感度分析を行うことが必要な場合があることを記述すべき。割引率が VFM を左右するような事業は、割引率の設定によって結果が決まってしまう。このようなものについては、建設費等別の要素について検討していくことが必要。(熊谷)

水道の場合補助制度がないが、補助等があるような事業の場合は、それも織り込んで扱っていくべきだと考える。(東京都)

税金の扱いは民間が負担するという計算をして VFM を算出した。(東京都)

金額ではとらえることのできない質の問題がある。サービスの内容・水準の定量評価に 関し、何らかの示唆か、スタンダードについてガイドラインの明確化が必要。(横浜市) サービス水準の定性評価における客観的評価基準について、ガイドラインで分野別の指標を示してほしい。 (大林)

公共サービス水準の定性評価の扱いについて、ガイドラインで一律に方法を規定するのではなく、個々の事業毎に評価と結果公表のルールを定める等、柔軟性を持たせるべき。 (熊谷)

環境影響評価というものをライフサイクルコストで考えてほしい。また、環境への負荷を VFM の中のサービスの質として評価してほしい。こうした環境影響はいずれコストという土俵で評価できるようになってほしいとの希望がある。(荏原)

環境評価について、地球的に見た場合とある地域で見た場合とで異なるような場合がある。VFM の中に外部効果のようなものを取り込んでいくとすると、かなり難しいことになる。(委員等意見)

環境評価の話は、公共直営であろうが PFI であろうが廃棄物処理自体の問題。 (委員等意見)

社会的コストは、取り入れるべきだとは思うが、今回は計算していない。 (横浜市)

<備考>

別途資料参照

1 . VFM (4) リスクの定量化

< ヒアリングにおいて発言のあった論点 >

- ・リスクについて、どのような方法で定量化するか。
- ・どの程度の精度が必要か。また可能か。
- ・ガイドラインで指標のようなものを示すことはどうか。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

定量化したリスク調整はデータ等から引っ張ってきて発生確率を計算したもの。 (神奈川県)

リスクについて、公共が従来持っているデータの中では出てこない。リスクの移転を定量化するのは非常に困難。一般的に 10%とか 15%とかいわれるので、ガイドラインで出すことになれば、積算上では非常に助かる。(神奈川県)

リスクの定量化の方式について、具体的にどのような方式を活用していけばよいのか、 ガイドラインで示してほしい。(横浜市)

リスクが小さく、かつ事業規模が小さい案件については、ある一定の数値(例えば 10%)を計算上設定するのがいいのでは。それに対して、事業規模が大きいとかリスクが非常に複雑であるという場合には、これを参考にしながら、精度を高めるとか計算方式を高度化する。この一定の数値をガイドラインの中で示せればよい。例えば、2001年3月までとかの期限付きで。その後は委員会で見直していく。(委員等意見)事業規模よりも行政需要のクオリティレベルというもので判断していく方がよい。(横浜市)

リスクについてできる限り定量化し、VFM に反映することを望む。例えば、一定の比率とか一定の金額等を示すことができればと考える。(大林)

PSC を計算するのに、いかにリスクを織り込んでいくのかという問題が出てくる。リスクの定量化とか割引現在価値の計算とか、いったいどの程度までの計算をすればよいのかというようなことを、ガイドラインの中に具体的事例を入れて書いてほしい。(トーマツ)

英国のリスクの数値化の中で大きいのは、コストオーバーランと金利リスクの数値化。 それ以外は数字的に非常に小さい。それほどたくさんのことを対象にせず、インパクトの大きいものをガイドラインの中で示すことが必要では。(委員等意見)

リニューアルの案件では、見積もりの前提はうまくいっているのかどうかという観点か

ら、工事のリスクが一番大きかった。そのほか、ファイナンス、金利リスクが大きい。 物価、金利変動リスクについては、当該事業の公共管理者と事業者のみの判断のみに委 ねるのではなく、PFI 共通のルールとして、ガイドラインでの考え方の明示を望む。(熊谷)

リスク移転後 VFM の計算の中にリスクファクターが入ってくるが、そのうち、建設コストに対するリスクにおいて、日本でコストオーバーランといった場合、いくらくらいをみていいのかわからないという話が多い。ひとつの考え方はリスク調整はしないという考え方。もうひとつは、VFM の計算の際に、税は乗せない。そういう考え方もある。そうでなければ、リスクは10%というように数字を決めておく手もある。こういう方法についてはどうか。(委員等意見)

リスクは見てもらいたい。建設コストは、技術的に評価し、手順を踏めばつかめると 思う。長期的な維持管理コストについても、既存のデータを活用すれば算定すること が可能。(熊谷)

リスク分担表でその分担が示されていながら、VFM のリスク調整と整合しない場合が見受けられるので、この整合性の確保が必要。(熊谷)

リスクの評価は、非常に大きな事業体である国の場合と、小さな民間事業者の場合で異なってくるのではないか。(委員等意見(石播のヒアリングに際して))

必ず SPC にして、かつ余計なことはやらないという条件で評価しなければリスク評価はできない。公共側の PSC についても同様に考えている。(石播)

< 備考 >

別途資料参照

2. リスク分担等関係 (1)リスク分担

< ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・リスク分担に当たっての考え方は。
- ・不可抗力リスクの扱いは。
- ・一般的なルール等は設定可能か。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

当該リスク分担表は予め提示したものではなく、交渉の結果。リスク分担の変更によって VFM は変わるが、当初設定した以上のコストになれば契約はできない旨事業者に話をした。また、そのリスク分担については合理的な形で整理したということ。片方から片方に移転という意識はあまりない。(東京都)

リスクの分担をきちんと決めておかないと、将来長い間には必ず問題が生じる。最初に 決めたリスクの分担が歪んでいると、必ず揺り戻しの効果がある。(興銀)

基本的には原因者がそのリスクを負担するということだが、一番問題になったのは、双方の責めに帰すことができないような事由の場合で、それぞれの場合毎に決めた。非常に細かいところまで決めなければならなかった。(東京都)

リスクの取扱いで特に問題なのは、両者の責によらない不可抗力リスクの取扱い。不可抗力の内容については、暴風、豪雨等をだいたい不可抗力としている。「甲又は乙のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象」。(東京都)

不可抗力には何が含まれるかをセクター別にある程度特定するとともに、発生時の処理、 費用の分担方法についてもある程度の一般的見解が示されるべき。 (大林)

不可抗力によるリスク負担について、一般的な公共事業におけるものにつき民間負担は施設代金の1%以下という数字がある。長い歴史の中で公共約款の中でひとつの官民のリスク分担を考えている数字である。(神奈川県)

民にある程度の有限の責任を課して、それ以上は官が持つというような負担能力に応 じた負担というのが非常にフィージブルではないか。(委員等意見)

民間事業者がその能力に見合った範囲内でリスクを負担しているかどうかが重要。 (興銀)

リスクの特定と、当該リスクを最もよく管理することができる者の意味をガイドライン で掘り下げることができないか。分野別に協定等の雛形を整備することも意義がある。 (大林)

金利や物価変動リスクについては、共通のルールとしてガイドラインでの考え方の明示 を望む。(大林)

金利、物価変動リスクを共通ルールとしてガイドラインで示すべきというのは、金融 ノウハウもひとつの競争力だから、果たしてよいのかどうか。(委員等意見)

リスクの分配等の原則というのは本来あるべきだが、実際には契約事なので、こっちは譲るがこっちは譲れないというような要素がある。契約によってバラバラではないか。 (物産)

リスクの分担について、現状のプロジェクトファイナンスではオーダーメイドだが、例 えば、最初の完工リスクについては、民間側がかなり責任を負える状態になっていると いう前提で、基本的に民間のリスク負担。(興銀)

東京都の金町案件では、Take or Pay 条項がない。これに代わり、二部料金制が設定された。公共側の意思によって期待利益がカットされるのは、リスク移転の面からみてどうか。本件における需要リスクは、公共の方がマネージ可能ではないか。(石播)

公共側にも、Take or Pay については、納税者との間で責任追求の対象たりうるというリスクがある。(委員等意見)

Take or Pay について、当該二部料金制は非常に念入りに練られた契約条件だと思う。 (委員等意見)

住民合意のような民間でとりようのないリスクは、公共でとってほしい。(荏原)

民間がとれないリスクは民間はとってはならない。公共部門しかとれないリスクはやはり明確にすべき。リスク移転のところで無理なことをやると、そのために出てくるコストをカバーするためにまた無理なことをしなければならない。(委員等意見)金利変動リスクについては、10年以内であればコストも確定でき、弱い事業体でなければマネージ可能。(委員等意見)

<次頁参照>

民間の PFI への参入が阻害されるようなリスクは、官側が負担することが望ましい。不

可抗力リスク等は民間ではとりきれない。 (大林)

どちらもうまく管理できない不可抗力リスクは、行政側がとるのが PFI の本旨に沿うのではないか。(石播)

どのように当事者をバインドしていくかということは、究極的には不可抗力リスクの 分担の問題。契約としてはそんなに簡単な問題ではない。(委員等意見)

不可抗力リスクを民間にも分担させるのが普通。しかし、それがいいのかどうかは議論の余地あり。(石播)

どちらがより管理可能かを考え、リスク分担をすることによって、VFM は向上するはず。(石播)

リスクを公共から民間に移転すると VFM が下がり、入札価格が上がるというが、PSC にもリスクが加算されるので、ミクロでいって VFM の点では変わりないのではないか。 (委員等意見)

事業期間中の税制変更のリスクすべてを民間負担とするケースがあったが、税率決定権 は発注者側にあるにもかかわらず、その上昇リスクを民間に負担させ、価格転嫁ができ ないのは問題。公共側としても相応のリスク分配を受けるということが費用の縮減に資 するのではないか。(セントラルリース)

オーバーするリスクもあるが、逆に下がることもあり得るのでは。 (委員等意見) そのとおりだが、当該リスクは民間が対処できるものではないという意味で問題提起 した。 (セントラルリース)

個々のリスクについてどちらが負担する方が軽いかをいうことを考えたリスク分担によって、お互い一番少ない経費ですむことが可能になると考える。(荏原)

金利リスクについて、例えば 20 年間の事業期間についてのリスクをすべて民間が負担というケースがあったが、固定で調達可能な資金は一般に 10 年が最長では。10 年を超える場合は、見直し等のルールを入れるのがいいのではないか。(セントラルリース)

金利スワップが現実には 10 年以上というのはなかなかできにくいということ。(委員等意見)

30年、40年という事業期間で、料金が償却費ということで設定されている場合、評価不能のリスクを民間が負うことになってしまう。(石播)

民間事業者としては、当該リスクを最もよくコントロールできる業態を指定すべき。(大林)

官民のリスク分担のみならず、官どうし(県と市)のリスク分担が難しい。(三重県)

最終的にリスク負担はどちらなのかということがわかるようにするため、ある程度の契約の内容の案文であるとか、そのあらすじであるとかがあれば有り難い。それを応札者が直すことによってお互いの争点がはっきりする。(興銀)

明確なリスク分担の画定にたどりつくには、 設計着手から建設、維持管理・運営の終了に至るまでのライフサイクルコストを通した事業計画の妥当性を詳細に検証し、 各段階におけるリスクを具体的に把握し、 適切なリスク軽減策を講じた上で、 残ったリスクの分担を具体的・明確に画定することが必要。(東海銀行)

前提条件の変更や法制変更に係るリスクについて、公共が相応に負担することが妥当な場合も想定される。官民の責任分担が曖昧になりやすい部分については、あらためて第三者に調査・評価を求めることで、当事者の納得を得た上で責任分担を明確化することの必要性も指摘できる。(東海銀行)

<備考>

別途資料参照

2. リスク分担等関係 (2)協定等

<ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・公共側の事情による損害等への対応は。
- ・契約どおりのサービスが提供されない場合や破綻等への対応は。
- ・提供されるサービス水準をどう監視するか。
- ・契約変更の取扱いについては。
- ・標準契約的なものを提示することができるか。
- ・当事者間で複数の契約を締結することについての留意点は。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

事業性を確保するため、基本料金と従量料金という二部料金制を設定した。固定費については基本料金で回収できる。(東京都)

公共の政策変更の場合、損害金を払うとか賠償金を払うとかの規定を契約書に設けている。設備の取扱い等については、解除理由によってこういう扱いをすると契約書に規定している。(東京都)

基本協定を結ぶ中で、議会等を通らない場合債権債務が発生しないという項目を入れている。 (神奈川県)

公共は任意解除権を有し、それを発動した場合には損害を賠償する訳だが、損害を明定 しないとワークしないので、賠償額を契約上明定している。ただ、得べかりし利益は含 まれていない。また、予算的に保証されているかどうかの問題がある。(石播)

債務負担行為というものがあるのだから、それが必要だという関係者が多い。(石播)

債務負担行為を設定する方が通例である。(委員等意見)

債務負担行為については、電気、ガス、水道については長期継続契約という例外規定が あるので、これに準ずるものとして扱った。(東京都)

予算措置(歳出予算化)されるかどうかわかならいという議論は予算一般にいえる話で、それを論じられても何ともしようがない。(委員等意見)

行政側の支払が保証されていること。(大林)

債権債務関係は当該公共団体が再建団体になっても生きている。(委員等意見)

地方公共団体の債務償還確実性という問題がある。(興銀)

収入の確実性については、問題ないのではないか。(委員等意見) 税金をとる権利は非常に強いが、そこからお金がどう返ってくるかはまた別の話。(興 銀)

事業者が提供するサービスの量又は内容が行政側の事由により変更された場合、事業者が被る被害の補償が必要。(大林)

事業者が破綻した場合には、親会社の責任も一定のものがあるものと考えている。 (東京都)

民間主導の独立採算型事業が途中で破綻する可能性がなきしもあらずで、協定書の中に どの程度書き込んでおけばよいのか困っている。(三重県)

本県の具体案件では、コンソーシアム全体に対して履行保証をしてもらう形で交渉している。 (神奈川県)

廃棄物処理の場合、市にも廃棄物処理責任があるので、途中で破綻した場合の対応策を きちんとしておく必要。(横浜市)

モニタリング及びサービスの定量的評価をどうするか。評価基準や評価項目を踏まえた モニタリング指標を作成する必要がある。定性的なサービスを定量的に把握評価する / ウハウの獲得も課題。(横浜市)

事業の状況が悪化したときの改善措置や事業継続が困難になった場合の事業継承等の措置と、これらの措置が発動されるか否かの基準や判定方法について、具体的・明確に規定する必要がある。さらに、このようなメカニズムが有効にワークするように、事業を監視するシステムが必要。(東海銀行)

事業着手後の事業監視を客観性・実効性あるものとするためにも、第三者専門家の監査・ 検証を経たレポートを定期的に提出させる等、第三者専門家の活用が重要。(東海銀行)

基本方針で書かれた財務情報、あるいは PFI を安定的に運営しているかどうかをチェックするための財務情報として、具体的にどのような情報が必要なのかを規定する必要があるのではないか。(トーマツ)

ガイドラインで必要な財務諸表の内容等を明らかにすることも必要かもしれないが、 それはそれぞれの監査法人のノウハウの問題ではないか。(委員等意見)

SPC なり、その事業自体の財務情報に加えて、その参加企業全体の財務情報についても 第三者の公認会計士、監査法人の監査を受けて、それを継続的に監視していくというよ うな仕組みも必要になるのではないか。(トーマツ)

倒産隔離の仕組みをきちんとする方がむしろ大切ではないか。 (委員等意見)

割賦について、既に建設が終わった後の確定債権と維持管理に係る賠償の債務を将来連動させることはいかがなものか。 (大林)

当該連動については、ペナルティと考えればよいのでは。(委員等意見)

事業の個別性に起因する契約交渉の長期化が問題。(物産)

事業契約の交渉期間が短かった。(石播)

契約をきちんと詰めることについて、非常に長い時間がかかる。(興銀)

契約の詰めについて、簡単なものでも3ヶ月はかかる。(委員等意見) はっきりしたたたき台があって、初めて何ヶ月という話ではないか。(興銀)

実施方針から公募、提案、審査に至る適切な期間の設定と併せて、選定後の交渉、契約に至るプロセスについても適切な期間の設定を望む。

基本契約と関連契約が整合し、問題の起こらないよう適切な交渉期間を確保することの 明示を望む。(熊谷)

契約の場でだいたい共通して出てくるようなことに関しては、共通の原則が徹底されれば、各契約事がスムーズにいくのではないか。例えば不可抗力。 (物産)

標準約款的なものをガイドラインで出すことは無理ではないか。(神奈川県)

長期契約等について事業者の権利が規定された標準協定をできるだけ早く作ればよい。 (大林) 標準契約の各条項については、基本となる考え方、条項と併せて、事業毎に判断すべき 事項、条項例について、解説、記述することを望む。(熊谷)

PFI は提案型の応募になるため、応募内容により契約は変更されるべき。 (大林)

設計変更の問題があるが、これについては金融機関側からみれば非常に悩ましい。(委員等意見)

設計変更の話は実際は交渉の話になる。個別の交渉に委ねざるを得ない。 (委員等意見)

長期の契約の間にめまぐるしい技術開発が見込まれる。もう一度契約内容を変えるとい うような可能性も保持する必要があるのでは。 (横浜市)

契約変更の可能性について、民間にしてみると契約変更は困るはず。PFI になじませるための工夫が必要か。(委員等意見)

マイナーチェンジならやるという民間の感触もあった。(横浜市)

納税者からすると、技術開発があった場合、より効率的でいい技術があるのではないかという主張がある。(横浜市)

民間は採算のある一定の長期性をみてやるので、契約の変更については非常に慎重な 対応が必要。(委員等意見)

すべての当事者との多様な契約(本質に関わる主だった契約)が、同時に交渉され、同時に決着する必要がある。(石播)

契約の交渉については、どれかひとつの契約をピンどめしないと、全体が動かない。 とにかく、基本的な契約を決めることが必要。(委員等意見)

時間的ミスマッチや条件的ミスマッチは、制度や PFI の問題ではなく、一定範囲で民間事業者がとるべきリスク。契約の交渉においては、どこかでポイントを押さえることが必要。(委員等意見)

PFI に係る協定、契約は多岐にわたるが、公共においては直接公共に係る部分しか関心がない。多岐な契約体系であるということへの公共側の理解を求める。(大林)

事業権契約を基本として、融資契約等の諸契約が相互に関連、整合したものとして組み立てられる必要がある。このような契約体系の構築について、公共管理者、民間事業者、金融機関、その他関連機関の理解が進むよう、ガイドラインでの明示を望む。(熊谷)

収益施設合築型事業は、サービス提供型や独立採算型とは異なり、ファイナンス、契約 も非常に複雑なものとなると考えられることから、実施上の留意が必要であり、実施、 評価手続についても別途定めるべき。(熊谷)

プロジェクトファイナンスというのは、定型がなく、ひとつひとつがオーダーメイド。 (興銀)

プロジェクトファイナンスにおいて、対象となる公共サービスの必要性、PFI で行う必然性というものが非常に重要な要件。(興銀)

プロジェクトの中に参加している者の役割は契約ベースできちんと決まっていて、銀行はお金を貸すという役割があり、同時にモニタリングの義務もある。

銀行が後ろからリスクをいつも見ていることには、それなりに意味がある。(興銀)

プロジェクトファイナンスとなったことにより、金融機関の関係を整理しなくてはいけないものが出てきた。 (東京都)

公共と金融機関とのダイレクトアグリーメントについては、リスクマネージメントをより確実なものにするものとして意義が大きい。(石播)

SPC という条件で募集をしたわけではないが、結果として SPC になる見込み。金融機関との間でダイレクトアグリーメントを結ぶような形をとっていきたい。(神奈川県)

金融機関との関係はまだセットしていないが、供給が止まって運転ができていないとか そういうものがある程度続いた場合情報提供するというような内容がメインになるので は。(東京都)

契約を守れないときどうするかというところまで含めて具体的に書くのが通常のプロジェクトファイナンス。日本の場合、紛争解決手段についての実績がほとんどないので、 そこがどうかという問題がある。(興銀)

プロジェクトファイナンスの場合、事業が破綻したときにその後継者を誰にするかということについては、金融側も参加して決めたい。また、うまくいかなかったときに、適正な価格でそのプロジェクトを売ることができないと困る。(興銀)

倒産状態にしないとステップインライトがとれないが、倒産状態を避けたい公共サイド の考えもあり、なかなか難しい。(委員等意見)

与信の期間について、地方公共団体向けの PFI ということについては、償還期限は今

10年、15年くらいになっており、そういうところを一応ひとつの基準にして考えるのでは。(興銀)

15年以降の話についてはどうか。(委員等意見) やはり15年先を見通せないと難しい。(興銀)

20 年経ったときにどのようにするのか、それを協定書にどのように書き込んだらいいのか悩ましい。 (三重県)

<備考>

3.手順、プロセス関係 (1)民間事業者の選定

<ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・PFI における公募、審査、契約の手順・方法として、どのようなものが考えられるか。
- ・選定基準をどのように設定するか。
- ・定性的な評価項目をどのように扱うか。
- ・募集に当たり、予め明示すべき審査基準等は何か。
- ・民間発案や創意工夫の発揮に配慮した選定方法は。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

東京都の金町案件では、一次審査は、一定の水準に達しているものだけを選定する資格 審査・技術審査。二次審査は価格競争。二次審査に当たっては最低限満たすべき条件を 提示。新たに追加した条件の範囲内で一次提案と齟齬をきたさなければよしとした。内 部に提案審査委員会を設置して審査を行うというやり方をとった。(東京都)

公募を調査と事業実施の二段階に分けて実施。PFI の事業手法がふさわしいのかどうか不明であったこと。官民のリスク分担も入れるので、公募条件を一気に決めることができなかったこと。どこまで官が負担すれば事業として成立するのかがわからなかった。委託調査の条件として二次公募の時に手を挙げることを参画の条件とした。二次募集をしても応募者がいない可能性があるので、市場調査、サウンディングを行った。その中で条件を見直している。(三重県)

フィージビリティスタディが抜けていて、将来事業者になるかもしれないところと取り引きしているのは不透明な感じがする。通常、F/S に関係したところは事業に参画する資格がない。(委員等意見)

これまでのコンサルでは、きちんとした数値が出てこなかった。 (三重県) 海外では、コンサルに評価させているが、最後の判断は発注者が行う。 (委員等意見)

英国では選考は3つのステップで行われている。最初が事前資格審査で、参画企業の大くりな能力、財務力等を見て次の段階に進むことができるグループを絞り込んでいる。 英国では4社以内に絞り込んでいる。あまり競争者が多いと各社の意気込みがそがれる。 (物産)

ある程度のお金をかけた設計で4社を2社に絞り、さらに詳細な設計をして1社に絞るという選定はあり得るか。(委員等意見)

既に3~4社に絞っているのだから、その後にさらに段階を設けるというのは難しい 面がある。(物産)

英国での事前資格審査の内容は、基本的にはこういうグループでこういうフォーメーシ

ョンを組む予定という話と、これまで類似分野でどういうことをやってきているかというような概略の説明に加え、本件をどのようにやるかという説明(数ページ程度)。さらに、会社概要、財務内容等。(物産)

二段階にわたる民間事業者選定方式を採用する必要があるかどうか、ガイドラインで示してほしい。 (横浜市)

応募者にとって負担の少ない応募ができるよう配慮がされていること。(大林)

次点者として選定され、公共と優先交渉権者の協議を待つことになる応募者への補償を 考えてほしい。(熊谷)

英国では、リスクの分担、契約等、多方面の専門家が関わっており、そのコストは相当なものになる。優秀提案にならなかったところで最終入札に入ったところは一定額を限度に社外費用の半額をみるということになっていた。(物産)

交渉の結果の金額の変更ということは想定していない。交渉でリスクが動くことも他の 提案者に対して問題になるので、動かさないということでやっている。(神奈川県)

入札では、優先交渉権者、2位、3位というような設定はできないので、総合評価一般 競争入札の場合、交渉ということが可能なのかどうかが問題。(神奈川県)

性能発注の形で優先交渉権者が選定された後、契約交渉の過程で行政側が基本設計案の 変更等「仕様発注」的な要求を出してくることもあり得、「性能発注」の趣旨の徹底が 望まれる。(大林)

公募プロポーザルというような形は、ひとつの契約手法として PFI ではいいのではないか。(神奈川県)

資格審査は採点制ではなく、 か×。技術提案の審査は点数で評価。(東京都)

一次審査の審査事項がわかりにくいのでは。(委員等意見)

20年間の事業ということで、つじつまが合わない等の不備な提案があり、こうしたものを落とした。(東京都)

最初に性能機能で一次的なふるいをかけ、その後コストを含めた総合評価という形をとった。コストが一番低いところが優先交渉権者になったかというとそうではなく、トータル的に性能面とコスト面を併せて検討したということになる。(神奈川県)

第一段階で性能技術の評価をして上位社を選定しているが、一番定量的なコストの部分が比較の対象になっていないのはどうか。(委員等意見)

コスト勝負もひとつの考え方だが、施設運営を重視した選定もひとつの考え方。 (神奈川県)

運転形態の提案で最も安価になるものを選定。実際の運転はその基本パターンで運転してもらう契約。変更の場合は協議が必要。(東京都)

当社が応募した事案の場合、最終的には VFM の発揮がより高い方が選定されたと聞いている。 (物産)

英国では、本入札で一番安いところにすぐ発注するということではなく、技術的な評価を行って、ある程度のレベルをクリアしているところの中で総合的に価格も優れているところに発注する。こういう方式がいいのでは、(物産)

技術の定量化をどうするのか、定性的な部分のウェイト付けをどうするのか。技術的に 随分差があっても、価格差が少ないときに安い方をとるべきなのかどうか。(東京都)

価格以外のものをきちんと評価できる項目と評価のウェイト付けをきちんとするのはか なり大変。(東京都)

事業者の技術力を評価するためのノウハウの獲得が課題。(横浜市)

事業者の提案案件を性能評価する際の評価基準や評価項目の作成が、経験がないために 非常に難しい。(横浜市)

定性的なものとして、周辺のサポート体制、機械のメインテナンス、資金的サポート、 こういうサポート体制がどうなっているのかを総合評価してほしい。(荏原)

デザイン、サービスレベル、法制度の適合性、環境への配慮等、必ずしも定量化できない項目を合わせた総合評価の導入は歓迎できる反面、恣意的な評価につながる可能性もあり、定性的評価の占める割合自体を、目安としてセクター別に明示する必要がある。 (大林)

募集要項等にどういう審査を行うのか明記した。(東京都)

民間事業者の選定については、評価基準は募集要項の配布の段階での公表が望ましい。 (神奈川県)

選定に当たっては、どういう基準で民間の事業者を選定するのか、その基準をオープン にしていきたい。そういう必要があるものと考えている。(三重県)

募集するに当たっては条件規定書というようなものを出している。契約書の骨子のようなもの。 (神奈川県)

入札方式だと一般的に契約書案を入札公告するときに条件として出す。PFI の場合、こういうことができるのかどうか。(神奈川県)

当該英国のケースでは、評価基準についての具体的なウェイト付け等はなかった。あくまでも全体を見て決めるという漠然としたものだった。 (物産)

実際にはなかなか定量化できない要素がある。発注者側のそういう要素に対する考え方を事前に明確にすることが、公平性、透明性のある入札になる。具体的には、事業の独立性、安定性に対する評価基準、設計の意匠性に対する評価基準、各事業者が自由提案する施設・サービスに対する評価基準、高度な運営業務を伴わない維持管理業務に対する評価。それぞれどの程度のウェイトが置かれるのか。(物産)

公共の当該事業に対する意図、特に定量化困難な要素に対する考え、評価基準、配点等が予め開示されることが公平性、透明性の観点からも肝要。(物産)

事業者選定の各段階毎の選定基準項目は募集要項により明確にされるべきで、各選定段 階毎に事業者選定・不選定の評価を募集要項による設定基準に沿って公表するべき。(大林)

設計等の技術的評価の判定基準の明確化と透明性の確保。(大林)

審査基準がはっきりしないケースがあった。総合評価の中でどこがポイントになるかということを予め示してほしい。(セントラルリース)

民間事業者の選定基準については、募集要項で明確な基準 (考え方)が示されるべき。 (熊谷)

PFI 事業に選定する目的やねらいについて、募集時に具体的に明らかにしてもらえると応募のねらいもはっきりしてくる。いいもの、いいサービスを求めるのか、価格を重視

するのか、大まかな方針を当初のうちに示してほしい。 (竹中)

募集時において、客観的な評価基準を公表してほしい。特に総合評価方式において、設計の内容、価格、企画の内容、事業主体の安定度、資金調達方法等の具体的な項目について評価のウェイトや評価の内容を事前に開示してほしい。(竹中)

資金調達の方法は、民間側が提案の中で示すことではないか。(委員等意見) 性能発注であることを考えると、募集時の評価基準がそこまで必要かどうかは疑問。 (委員等意見)

どこに重点を置いて評価するのかは応募する側として是非知りたい。性能発注といえ ども、ある程度の評価基準は開示してほしい。(竹中)

公共セクターの期待に最も資する形でのファイナンスプランを策定するためには、入札 評価基準の明確化が必要。例えば、価格を重視するのか、オペレーション能力を重視するのか。(興銀)

コスト同水準で付加価値提案を行うか、付加価値提案を行いつつもコストも下げるべきかの判断が難しい。

民間事業者が開業時間等を延長して維持管理・運営を行う提案をしうるような場合等、サービスの定量 / 定性評価の考え方、算定方法についての記述が必要では。料金を徴収するような施設については、PFI 事業での料金水準をどのように考えるのか。料金を同一にしてコスト評価を行うか、料金低減を提案した場合、どのように評価するか、ガイドラインで基本的な考え方を示す必要があるのでは。(熊谷)

民間事業者の安定度をどう判断するのか。資本金の大きさか、倒産隔離という観点か等 の点について、募集時において明確にしてほしい。(竹中)

今時、資本金の大きさで安定度をみるようなことはないのではないか。(委員等意見)

サービス水準(内容)の一般的な考え方や具体的なサービス定義書の事例として、例えばこういう施設のアウトプット・スペシフィケーションで生活志向を入れた場合にどういうような指標なり、アウトプットの定義ができるのかというようなところをガイドラインに織り込めば参考になる。(トーマツ)

公募時に協定等の雛形が添付されていること。もう少し突っ込んだリスク分担の表があればよい。 (大林)

性能発注ということで、公共側の意図がどのくらい伝わるのかという問題もあったので、 建設費の上限を示した。 (神奈川県)

募集要項、審査結果、説明会については、すべて公表。質問については、文書で受け付

け、一括して回答書を作成、関心のある者に配布。(東京都)

建設コストに関しては、どのような財政的支援や制度融資があるのか、発注する段階で 明らかにしてほしい。(荏原)

政策投資銀行、ふるさと融資の融資条件を明確に表示。(大林)

提案者が検討する項目のうち、提案者に共通する検討課題(特に重要課題)や公的支援 については、実施方針、公募要綱に見解、メニューが示されるよう望む。(熊谷)

30 年のプロジェクトファイナンスは募集要項ほかの所与の情報に基づいて一応可能となっているが、所与情報では不明確な部分も多い。(大林)

審査委員会について、専門分野に一人ということではその委員の影響が大きくなるので、 審査部会のような下部組織で専門的な部分をカバーして、客観性を高めてほしい。 (セントラルリース)

募集時において、審査委員会の構成を開示してほしい。それによって、提案のどこに重 点を置いたらよいかが見えてくる。(竹中)

審査委員の半数以上を行政以外の委員とする配慮が必要。(委員等意見)

官側のアドバイザー選定手続の開示が必要。(大林)

性能発注を行うことで民間の創意工夫によるコストダウンを目指してほしい。(荏原)

事業者の工夫が阻害されるような条件の排除が必要。(PFI にそぐわない設計による公募等)(大林)

考えられているシステムそのものも変更しうるというような考え方をとってほしい。公 共側の仕様書に対する追加提案を可能にしてほしい。(荏原)

募集要項に代えて民間が合理的な提案をした場合には応募の方をとってほしい。(大林)

応募者の提案によって契約内容を変えてほしいという問題は、募集要項でどの程度示すかという公共側の議論もある。(委員等意見)

民間側からよりよい提案ができるようなルールづくりを望む。(セントラルリース)

建設コスト、維持運営コスト、リスク分担コスト以外にシステムノウハウとして、その

提案者特有のアイディアを VFM の評価対象に加えてほしい。(荏原)

提案されたシステムノウハウを公共側の発注仕様書に採用する場合、そのシステムを追加した事業者に対して追加点を考えてほしい。(荏原)

ある量の廃棄物を適切に処理するという性能発注があった場合、それだけで十分競争になっている。システムノウハウを行政側が受け入れて、それをもとに競争させるというのは PFI というプロセスにはなじまない。PFI というプロセスからすると、システムノウハウを VFM の構成要素に入れる、または加点するという考え方は少し違うのではないか。(委員等意見)

一回で終わりという入札ではなく、入札ではないアイディア募集的な提案募集をし、 その上で発注仕様書を作成して、あとは価格勝負というプロセスをとられると、いい 提案をした企業は報われない。一回で終わりという入札ならこうした問題はなくなる が、その場合には性能発注を超えたような提案はできない。(荏原)

最終的にトンいくらで引き取ってもらえるか、極端に言えばその競争だと思う。 (委員等意見)

民間発案の価値を認めてほしいという主張はわかるが、VFM とは関係ない。これは、 すでに競争条件が決まっているときに、新しい民間発案があった場合の評価上の問題。 (委員等意見)

民間発意、提案を汲み上げる方法及び特定事業として採択されるプロセスについて、提案することが何かアドバンテージを持つような形で進めてほしい。例えば、随意契約の弾力的な適用等についても考えてほしい。(竹中)

いい提案を出した者は、官側のアドバイザーになる等のやり方もあるのでは。 (委員等意見)

事業者としては、工事そのものを受注したい。(竹中)

自社の方が少しでも早かったから優先してほしいというのは、公平性、透明性の精神 から見てどうか。(委員等意見)

公平性からすると、全部一般入札でやるとなれば、それはそれで理解できる。(竹中) 提案する内容があるということは、加点せずとも、競争においても優位性があるので はないか。(委員等意見)

民間からの事業提案があった場合、当該事業者と随意契約ができるかどうか。基本的に は一般競争入札と考えているが。(横浜市)

要項配布から提案まで余裕を持ったスケジュールとしてほしい。(セントラルリース)

既存システムのメンテナンスのようなものが含まれていると、既存システムのメーカー

の協力がなければ難しくなるので、公正な競争ができない。(セントラルリース)

庁舎等サービス購入型の PFI の場合、維持メンテナンス費用の中に本来店子である公共がみるべき費用(店子の動力光熱費、消耗品代等)も含めて考えられているケースが見受けられる。明確に分けて募集するという整理が必要。(竹中)

厳しい融資条件交渉の当事者となる民間事業者に配慮した予定価格とすることが望まれる。(大林)

実施方針と、実施方針において定める特定事業の選定に関する事項の部分の位置づけが 少し不明確ではないか。(三和総研)

実施方針の策定、公表は、特定事業の選定までの間、多くの人にそれに対して反応する機会を与えるという意味をもつ。(委員等意見)

民間発案の定義を明確にすることが必要。いわゆる通常の営業活動とどういう形で仕切るのか。(三和総研)

基本方針で書かれている受付等の体制の中で対応するというように行政が判断すれば 民間発案としてプロセスに乗る。そこに乗らないものは、通常の行政のシステムの中 で消化されるという扱いでよいのでは。(委員等意見)

客観性・透明性の確保・強化、及び公共体の説明責任を効率的に担保する観点からも、 その判断の妥当性について責任を負担できる能力を有する中立・独立した第三者評価者 をプロジェクトの決定プロセスに制度的に介在させることは非常に有効。(住友海上)

プロジェクトの妥当性を審議するに際し、次の3点の検証が重要。

民間事業者からの提案についての技術的な検証。事業計画のフィージビリティに関する 検証。サービス提供価格の妥当性のチェック。これらの検証は、単に入札者間の比較優 位のみの検証では十分でない。(住友海上)

PFI の資金調達の観点からも、投資家から十分な理解を得ることが必要であり、グローバルな信用力を有する中立・第三者の評価機関の活用は必須。(住友海上)

< 備考 >

3.手順、プロセス関係 (2)結果の公表等

< ヒアリングにおいて発言のあった論点 >

・特定事業の選定、民間事業者の選定に係る公表について、その内容、時期は。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

当自治体の案件の例では、外部に対して定量的にVFM を示すことはしていない。(東京都)

英国でのケースにおいて、VFM について、発注側ではきちんとやったと聞いているが、 どの程度の VFM があったかは未だに聞かされていない。 (物産)

VFM 評価については、算定に用いたデータや準拠した資料等についても一定の開示を求めたい。(熊谷)

交渉成立後の公表では、相手方との間での VFM の結果がどうであったかも公表することになる。(神奈川県)

審査の結果は即公表した。選定された金額は公表したが、2位から5位の内容について は公表しなかった。(東京都)

審査委員会としての審査の結果は公表する。(神奈川県)

審査委員については全部公開した。選定理由も公開した。プロポーザルについても公開 した。(三重県)

特定事業の選定の公表について、公表内容は神奈川県の実例の程度が適切では。 (神奈川県)

特定事業の選定の詳細については、民間事業者選定後等入札後。ただし、それほど詳しいものは不要では。特定事業選定段階の VFM 評価については、事業者から提案があった後はあまり興味を示さない。積極的公表ではなく情報公開程度でよいのでは。(神奈川県)

民間事業者の選定の結果については、あえて客観的に見える範囲のことが開示されれば、 そのレベルでよいのではないか。 (物産)

事業者選定の各段階毎の選定基準項目は募集要項により明確にされるべきで、各選定段 階毎に事業者選定 / 不選定の評価を募集要項による設定基準に沿って公表するべき。

(大林)

基本方針-3の詳細資料の適宜公表の記述をもう少し具体的な事項で示してほしい。公表の対象者及び公表範囲については、一律ではなく、弾力的な実施を希望。契約に民間のノウハウが集結するという観点から、開示すべき部分とそうでない部分についての事前合意が必要。事業者選定の評価基準の客観性についても同様。(大林)

結果としての VFM 数値よりも、PFI 事業の導入検討経緯、選定事業者の提案によって当初公共側の目標のどの部分は達成される可能性が高く、どの部分がリスクとして残っているか、リスクが顕在化した場合の措置がどうなっているか等を公表する方がより重要。 (大林)

民間事業者の選定結果の公表については、可能な限り早い段階で。また、結果のみだと数字が一人歩きするので、定性的な側面も含めた評価の根拠も含めての公表を望む。(熊谷)

PFI 事業者の選定後も選定のプロセス、評価の結果について、詳細を開示して応募者にフィードバックしてほしい。できれば他社も含めた相対的な評価の開示を求む。(竹中)

事業者選定の結果については、優先交渉権者と交渉中の段階ではなく、確定した段階で 公表するのが普通。(神奈川県)

関連する契約、関連する当事者の公表は必要。(委員等意見(大林のヒアリングに際して))

ファイナンスがクローズするまでは難しいが、その後なら問題ない。(大林)

VFM 算定の客観性、透明性の向上を図るためには、実施された個々の PFI 事業の特定事業選定結果、民間事業者選定結果を相互に利用できるシステムづくりや、事後評価の実施等が必要。(熊谷)

< 備考 >

4. その他

<ヒアリングにおいて発言のあった論点>

- ・ガイドラインを作成する上での留意点は。
- ・事業性についてどのように考えるか。
- ・PFIになじまないような事業や問題があるのではないか。

< ヒアリングで紹介された事実関係、意見等 >

それぞれの自治体が自ら工夫して考え、その自治体に合ったような整備手法を考えるのではないか。(三重県)

地方自治体の活用も見据えたガイドラインの策定が必要。(三和総研)

ガイドラインがひとつの基準になって補助金が受けられるのかどうか等の物差しになる ことを心配している。(三重県)

PFI 的手法でやろうというような具体的事例を、失敗した事例も成功した事例もできるだけ詳しく資料として情報公開してほしい。(三重県)

事業成立の可能性について、発電事業は既存の事業なので、そもそも事業性としては十分成立するはずと判断。(東京都)

リスク面について、仮に破綻しても代替措置が可能なので、PFI で実施しても問題がないと判断。水道局全体の予算規模からみてもリスクは割と少ない。(東京都)

直営でやるよりもいろいろな意味でコスト縮減が可能が期待。設計、建設、管理まで一体的に管理。技術革新というものが事業に取り込みやすい。(東京都)

IRR が 10% ぐらいでないと事業として成立するのは難しいと聞いているので、これをひとつの基準として考えた。事業として成立しない場合は考え直す。(三重県)

PFI というのは、社会的な費用便益分析をやってみて十分にやる意味があるというようになった上で、手法を考える段階になって PFI でやるのかどうかを考えるのであって、PFI で成立しなければやらないというのはいかがか。(委員等意見)

PFI 以前のところで問題になっている問題であって PFI の中で解決することが本質的に

できないような問題を、PFI の中で解決しようとするのは無理。 (委員等意見 (荏原のヒアリングに際して))

継続性について問題があるのであれば、それは果たして PFI 事業に適した事業なのかということを考えるべきでは。(委員等意見(石播のヒアリングに際して))

PFI 事業の対象になり難い事業についての周知を望む。 (大林)

VFM の達成が見込まれない限り PFI 事業とはなり得ないことのガイドラインでの徹底。 (大林)

廃棄物処理の場合、住民合意リスク等民間でとれないリスクがあり、PFI においては最も難しい部類に入る。(委員等意見(荏原のヒアリングに際して))

実施方針や特定事業の選定結果の公表、意見の聴取については、パブリックインボルブ メントの観点から住民の意見を求め、事業推進の合意形成を促進する手続きとしての位 置づけの確認が必要では。(熊谷)

特定事業の選定/非選定の公表に当たっては、VFM 評価の結果や評価に用いたデータを公表し、民間からのヒアリング等を行い、公募実施後 PFI 事業の中止等の事態に至らぬようにしてほしい。(熊谷)

省庁で検討されている実施方針が分野別のものであれば、早い段階で公表されることを 望む。(熊谷)

規制緩和を前提とした提案に対しても比較案として尊重し、議論を重ねていくことが PFI 推進に寄与。(熊谷)

地域、住民発意の場合の PFI 事業の実施手続きを考えてほしい。 (熊谷)

前段の事業をどう考えていくのかといった政策評価システムとの連動、関連性をどのように踏み込んで整理していくのかという観点が必要。(三和総研)

社会的費用便益分析で定性的定量的な分析が別途行われ、そして公共的なニーズを確認した上で、公共がやるのか PFI でやるのかという話になる。したがって、ガイドラインの中に社会的費用便益分析的な考え方を入れなければならないということではない。(委員等意見)

パブリックマネージメント自体がまだ固まっていない。今 PFI のガイドラインの中でそこまで踏み込んでいくというのは難しい。(委員等意見)

事前の評価から具体的に事業化、さらに事業の自己検証といった一貫した流れについて どのように考えていくのかという部分について、踏み込んだ整理が必要。(三和総研)

<備考>